

一般社団法人 全日本テコンドー協会

来賓等招聘に関する旅費給付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）が、世界テコンドー協会（以下「WTF」という。）、アジアテコンドー連盟（以下「ATU」という。）又は各国テコンドー協会の役員、職員（以下「役職員」という。）に対し、国内で開催される会議等へ招聘する際に給付する旅費に関して必要な事項を定める。

(給付対象)

第2条 給付対象の旅費は、渡航費、国内交通費、宿泊費とする。

(旅費の計算)

第3条 当法人が国外出張に係る旅費を負担することとなる場合における当該旅費は、次に掲げる旅費の種類に応じ、それぞれ次に定める方法によって計算する。

(1) 渡航費

① WTF 総裁

航空運賃はファーストクラス料金（ビジネスクラスの設定のみの空路の場合はビジネスクラスの料金）の実費、船舶運賃は1等運賃の実費並びに海外空港税、航空保険料、査証代、超過手荷物料金及びこれらに類する費用の実費とする。

② その他の役職員

エコノミークラスの料金（所要時間が6時間を超え、かつ、会長が認めた場合には、ビジネスクラスの料金）の実費、船舶運賃は2等運賃の実費並びに海外空港税、航空保険料、査証代、超過手荷物料金及びこれらに類する費用の実費とする。

(2) 国内交通費

① WTF 総裁

a. 交通費は、通常の経路及び方法による場合の金額により計算する。

b. 鉄道運賃、航空運賃、船舶運賃は、最高のものとする。

c. タクシー及びバス等の運賃は、実費とする。

d. 上記交通にかかる国内空港施設利用料、航空保険料、超過手荷物料金その他これらに類する費用の実費を負担する。

② その他役職員

a. 交通費は、通常の経路及び方法による場合の金額により計算する。

b. 鉄道運賃は、旅客運賃（座席指定料金を含み、グリーン料金とする。）とする。

- c. 航空運賃は、ビジネスクラス又はそれと同等の料金とする。
- d. 船舶運賃は、2等運賃とする。
- e. タクシー及びバス等の運賃は、実費とする。
- f. 上記交通にかかる国内空港施設利用料、航空保険料、超過手荷物料金その他これらに類する費用の実費とする。

(3) 宿泊費

① W T F 総裁

宿泊費（朝食その他ホテルにて提供される食事代を含む）は、最高等級の料金とする。

② その他役職員

宿泊費（朝食その他ホテルにて提供される食事代を含む）は、日額20,000円（税込）を限度として、実費とする。

附則〔平成29年5月12日制定〕

- 1 この規程は、平成29年5月12日から施行する。